

全商 6 月検定に挑みました。



6 月 22 日全商簿記実務検定・29 日全商ビジネス文書実務検定が実施されました。今学期が始まって、まだ余裕のない中でしたが、受験者には放課後に残って検定試験の模擬問題を解くなどの姿がみられました。簿記検定では 2 級に 7 名が合格しました。(8 名受検)、ビジネス文書(ワープロ)では、1 級に 2 名、部門 1 級に 1 名が合格、3 年生 3 名は全員 1 級となりました。今後は秋の検定にむけて、1 年生を含め学科全体で取り組んでいきたいと考えています。

◎ 野田生中学校で総合ビジネス科説明会

在校生と話をした際に、「中学生の時は総合ビジネス科についてよくわからなかった」という声が多かったので、町内の中学校に説明会の開催をお願いしたところ、野田生中学校さんから了承の返事をいただきました。7 月 7 日、野田生中学校の 12 名の 3 年生の皆さんへ、令和 8 年



度からの総合ビジネス科について教育課程や目指す方向性などを説明することができました。メモをとるなどして、しっかりと傾聴する姿は、とても立派でした。具体的な質問も何点かいただき、とても充実した説明会を開催することができました。

令和 7 年度「二海のビジネスを考える」第 2 回を実施しました

7 月 23 日(水) 3・4 校時を利用し、2 回目の授業を実施しました。今回は、株式会社取締役赤井さんより、特に関係人口に関わる講話をいただきました。その後事前に分けた「観光・物産・行政」のグループで、講演に関する意見交換や今後の取組に関するコンセプトや具体的方策について話し合いました。それぞれのグループが夏休み中に取り組む内容を協議しました。次回は 9 月下旬の実施を予定しています。



ビジネス法規は役に立つ！

大嶋 武史

2年前美唄尚栄高校に勤務していた際、安住アナの情報番組を毎朝みていました。夏休み間近の番組の中で、大阪の高校の授業の話があり、そこで取り扱われていたのが、「騙されない為の教科書」でした。

2022年の民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられ、選挙権や婚姻年齢等の内容は話題となりましたが、同時に保護者という存在が無くなることは、あまり話題になっていないように思います。高校生であっても、18歳の誕生日を迎えた瞬間から法律上自分の行為の結果を正常に判断できる意思能力を有し、その意思にもとずいて権利・義務を発生させる法律行為が可能となるのです。つまり2022年の改正前の高校生は、高校卒業後も保護者が存在し、社会での様々な行為を保護者が補ってくれましたが、現在はすべて自己責任となるのです。

日本には憲法を筆頭に約7500の法律があるそうです。我々の世代でも日常生活の中で少しずつ経験を通して知ったり学んだりする機会がある程度で、必要に迫られなければ関連の書籍を見ることもありません。成人した高校生のほとんども、法律について学ぶ機会はないのですが、知っているという前提で生活しなければならないのです。

このため、成人した高校生が特に契約等で、様々なトラブルに巻き込まれている件数が増加しているため、大阪の高校では、この教材を使用してトラブル防止の授業を行っているとのことでした。

幸いにして総合ビジネス科では「ビジネス法規」を3年生で学びます。

先日の授業では「賃貸借契約・借家権」について授業をおこないました。進学や就職のために来春から人雲を離れ生活する人にとって最初の契約は、アパートなどの賃貸借契約ではないでしょうか。もちろん不動産会社を仲介とした契約になるとおもいます。最近では「敷金なし」という契約も増え、費用が少なく入居できると感じますが、部屋を借りた人は、退去する時に部屋をもとの状態に復元しなければなりません。敷金はその保証金であることから、「敷金なし」の契約では、退去時に修繕費用が請求される可能性があることなど、初めて部屋を借りる人にはわからないルールが契約には存在しています。「ビジネス法規」を学んだ生徒には、社会生活で今後必要となる法律上の基礎知識を身につけてほしいと思います。



残念ながら、SNSを活用した詐欺事件は増加傾向にあり、多くの方々が被害に遭っています。9月からは、左記のテキストを活用し、身のまわりで発生する具体的なリスク、特に若者をターゲットにした悪質な契約についても学んで行く予定です。